

DDR における妊娠中絶問題の歴史的展開

池 谷 壽 夫

目次

はじめに —— 本論文の位置付けとその意義

第 1 章 戦後混乱期の妊娠中絶問題 —— 強姦と性病

第 2 章 「母子の保護と女性の権利に関する法律」(1950 年)

第 3 章 60 年代における妊娠中絶緩和の動向

第 4 章 結婚・家族相談所設立と刑法改正

第 5 章 妊娠中絶の解禁をめぐる —— 「妊娠中絶に関する法律」(1972 年)

第 6 章 ドイツ統一直前の妊娠中絶をめぐる論議

おわりに

はじめに —— 本論文の位置付けとその意義

1990 年の統一後、ドイツでは、旧ドイツ民主共和国（以下 DDR と略記）における性教育の研究がようやく本格的に進められてきた。それまでは、DDR とドイツ連邦共和国（以下 BRD と略記）の研究の相互交流そのものが阻まれていたからである。近年になって 3 つの本格的な研究書、すなわち Hohmann (1991)、BZgA (1995)、Zimmermann (1999) が出されてきている。は、DDR 時代におけるセクソロジーの歴史を多面的に検討している。はドイツ連邦健康教育センターの委託を受けて、旧 DDR の性教育研究者が旧 DDR における家族計画と性教育の歴史と現在をまとめた専門家報告書である。は、旧 BRD の研究者が東西ドイツにおける性教育を比較しつつ、ドイツ全体における性教育の潮流をまとめたものである。

これら先行研究を参考にしながら、筆者は今後戦後 DDR と BRD における性教育の歴史と現在を、以下のような大きな 4 つの視点から行う予定である。

第 1 に、家族計画と妊娠中絶をめぐる戦後の歴史を整理し、検討する。戦後のドイツにおける性教育の歴史をみる際、たえず妊娠中絶をめぐる論争がからんでくる。例えば、BRD では妊娠

中絶をめぐるカトリック、キリスト教民主同盟 (CDU) などの保守派と社会民主党 (SPD) などの改革派との激しい論争を経るなかで、中絶が合法化され、性教育の必要性が国民レベルで提起されてきている。また DDR では、妊娠中絶は、BRD よりも早く合法化されていたものの、人口政策とも絡んでさまざまな問題をはらんでいた。第2の視点は、性教育をめぐる親の教育権と学校の教育権との関係という視点である。とくに BRD では親の教育権と学校の教育権委託との関連が鋭く問われてきたし、DDR でも親との関係が重視されていた。第3は、学校内での性教育と学校外でのそれとの関連をとらえる視点である。BRD では性教育は学校内教育にとどまらず、学校外教育・福祉施設 (例えば Pro Familia) において女子援助活動や男子援助活動として、学校教育とも協力しつつ、さらにまた一時的別修も試行されながら展開され、今日に至っている (この点については池谷壽夫 2009b, 参照)。これに対して DDR でも、学校外での自由ドイツ青年団 (Freie Deutsche Jugend) や家族・性相談所等で性教育の取り組みが行われてきた。最後に、同性愛者や障害者など、性的マイノリティの人々のセクシュアリティがどのように取り扱われてきたのかも、性教育を検討・評価する上で重要な視点となる。筆者は以上の視点から、DDR と BRD の性教育の理論と実践の到達点を、その弱点もふくめて確認していこうと思う。

一方、日本では、戦後ドイツにおける性問題や性教育について、とりわけ DDR におけるそれについては、まったくと言っていいほど研究が行われていない。管見する限りでは、荒木慎一郎 (1988)、池谷壽夫 (2000)、池谷壽夫 (2009b)、小川好美・朝井均 (2006) しかない。しかも、は BRD の性教育を、バイエルン州を例にして簡単に紹介したもので、BRD の性教育全体をカバーしていないし、DDR についてはまったく触れていない。また の拙稿では、BRD の基本的な性教育の歴史については論じているものの、ドイツ統一以前の DDR の性教育について論じることができていない。は、連邦健康教育センター (Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung) 発行の資料と日本の性教育調査をもとにただ日本とドイツの性教育を比較しただけのもので、ドイツの性教育のほんの一面をとらえているにすぎない。

以上の研究状況と先の研究展望を踏まえて、本論文では、先の4つの視点のうちの妊娠中絶問題を、戦後の DDR を中心に検討する。その際、その法的規定の変遷を性教育との関連でとらえていくことにする¹⁾。

*なお、妊娠中絶問題に対して筆者の見解を予め示しておく。筆者は、吉崎祥司 (1999) や竹内章郎 (2005) の議論を踏まえつつ、次のように考えている。

まず第1に、その議論の諸前提として、現状では、100%避妊は可能ではないこと、そしてまた産むことができないような経済的・社会的問題が依然として存在すること、すなわち生殖と生に関する社会保障の貧困があること (にもかかわらず、とりわけ女性個人と家庭の責任とされてしまうこと) を確認しておきたい。その上で、第2に、胎児は少なくとも「可能的な人間」(「将来人間となる生命」) であり、その生命を奪うことはできる限り避けなければならない。われわれもかつて受精卵であり、胎児であったという事実はけして軽いものではない。しかしなお、第3に、やむをえない中絶もある。100%避妊は可能ではないから、「望まない妊娠」もありうるし、女性当事者 (およびそのパートナー) が心身ともに子

どもを産み育てる重荷を背負うことができない場合もある。したがって、妊娠中絶に対する自己決定は一定の範囲で認められなければならない。

最後に、選択的中絶については、第1に、他者の「生命の質」を選択し決定する行為は、個人であれ国家であれ許されないと考える。第2に、障害児本人の「不幸」や「苦痛」を中絶の理由にすることはできない。それは産む側や周囲の「憶測・思い込み」であったり、「社会の不都合」を合理化するだけであろう。第3に、出生前診断のすべてが否定されるわけではないとしても、その義務化を国家は行うべきではない。

第1章 戦後混乱期の妊娠中絶問題——強姦と性病

ナチスの崩壊後、ソ連占領地域では当初、1871年の刑法、それゆえまた第218条の妊娠中絶条項が1926年の改訂版に立ち戻るかたちで再び効力を発した。すなわち、妊娠中絶は重懲役刑ではないにしても禁錮刑とされていた。だが、適用にあたっては医学的事由をこえて行われざるをえなかった。というのも、敗戦直後、ソ連占領地域ではソ連兵による強姦が多発していたからである。

ヨール(1996)の精緻な統計的な推論によれば、1945年初夏から秋にかけて、ベルリンの少女・女性140万人のうち、少なくとも11万人が赤軍兵士によって強姦されたという。また、ライヒリンクによれば、赤軍の男たちがベルリンに進行してくる間に、190万人の少女・女性が強姦されたという(ヨール1996, p. 75, 95)。そこで1945~46年にかけてソ連占領地域では、特別規定(das Gesetz vom 29. 8. 1945 über Unterbrechung der durch ein Sittlichkeitsverbrechen verursachten Schwangerschaft)が設けられ、強姦を理由とする妊娠中絶は事実上合法とされた²⁾。だが、この事態に対しては、当時の産婦人科医の多く(男性)は中絶を拒否していたという(ヨール1996, p. 76)。1946年10月5~6日にイエナで開かれた産婦人科医会議では、「しばしば、1945年8月29日付の風俗犯罪に起因する妊娠中絶に関する法律が濫用されていることに著しい非難が起こっていた。この濫用を防止するためにこの法律の廃止すら求められた」(ヨール1996, p. 102の図10)ほどであった。

また、こうした強姦の多発とその後の占領軍兵士との自発的な性交の結果、性病にかかる女性が、戦前とは反対に増加した。1946~49年に連邦領域と大ベルリンで届け出のあった淋病と梅毒の新規発病者は、淋病3万2410人(うち女性2万840人)、梅毒1万2547人(うち女性8570人)、計4万4957人となっている(ヨール1996, p. 74-75, およびp. 99の図7, 参照)。したがって、この時期には、性病の撲滅が当面の緊急課題となり、性病予防とそれに対する「啓発(Aufklärung)」が性教育の優先的な課題となっていたし(Bach 1991, S. 228f.)、そのためもあり医師が性教育の中心的な担い手であった。

その後、1947~48年にかけてDDRの5州では、医学的事由、犯罪的(倫理的)事由、貧困などの社会的事由(ザクセン・アンハルト以外)、優生学的事由(メクレンブルクのみ)により、

医師，病院を通じて行われた妊娠中絶は妊娠 3 カ月まで認可された (Fritzsche 1992, S. 18-19, BZgA 1995, S. 11, 水戸部由枝 2008, p. 251).

住民の社会的状況は 1948 年以降良くなりはしたが，社会的事由にもとづく中絶の申請は増えた。当時ロストック大学社会衛生研究所長であった Karl-Heinz Mehlan は，1949 年と 50 年の間の妊娠中絶 3 万 7000 ケースを調査して，表 1 のような個別事由を明らかにしている (Mehlan 1956, S. 583, Aresin 1991, S. 81, BZgA 1995, S. 11).

表 1 妊娠中絶の事由 (1949-1950 年)

社会的事由	63.8%
医学的事由	28.1
社会医学的事由	6.8
倫理的事由	0.9
優生学的事由	0.4

妊娠中絶を望む主要動機としては，ひどい居住事情，不都合な財政事情，病気による付加的な負担などがあつた。非合法の流産を減らすことが目指されたが，減らなかった。その理由は，第 1 に女性がはじめての申請で拒否されるのではないかと恐れたし，第 2 に非合法流産の結果がほとんど公表されなかつたので，多くの女性によって流産が過小評価されてもいたからである (BZgA 1995, ebenda.).

第 2 章 「母子の保護と女性の権利に関する法律」(1950 年)

1949 年 10 月 7 日に「ドイツ民主共和国憲法」⁹⁾ が公布・施行された。その「B 国家暴力の内容と限界」「市民の権利」第 6 条第 1 項で「すべての市民は法の前で平等の権利を持つ」ことが明記された上で，さらに第 7 条では，男女平等について次のように書かれていた。

- (1) 男性と女性は同権である。
- (2) 女性の同権に反するすべての法律および規定は廃棄される。

また，第 30 条では，次のように婚姻と家族の国家による保護および家族における男女同権が規定されていた。

- (1) 結婚と家族は共同体生活の基礎をなす。両者は国家の保護の下にある。
- (2) 家族における男性と女性の同権を侵害する法律および規定は，廃止される。

さらに第 32 条では，母性の保護と母性保護法の制定が明記されている。

- (1) 女性は母親である間、国家の特別な保護と世話を受ける請求権を持つ。
- (2) 共和国は母性法を制定する。母子の保護のための諸施設がつけられねばならない。

この第32条にもとづいて、1950年9月27日に「母子の保護と女性の権利に関する法律」⁴⁾が制定される。この法律は第1部「母子に対する国家の援助」、第2部「結婚と家族」、第3部「生産における女性と女性労働の保護」、第4部「国家ならびに社会の生活への家族の参加」、第5部「最終規定」からなる。とくに女性の権利に限定して言えば、第2部の第13、14、15条で家族での女性の権利が承認されている。

第13条 社会的な生活における男女の平等は、家族法における男女の平等を条件付ける。

家族法において女性の権利を制限したり減らしたりする法律と規定は、ドイツ民主共和国憲法の発効とともに、廃棄される。

第14条 婚姻の締結は女性にとって、女性の権利を制限したり狭めたりすることをもたらしものではない。結婚生活のすべての用件においてこれまでの男性・夫の独占決定権は、夫婦の共同決定権にとって代わらねばならない。とりわけ、居住地と居住の選択、家事を司るといった原則的な問題、子どもの教育等に関して、もっぱら共同で決定されねばならない。

第15条 婚姻の締結によって、女性・妻は職業を営んだり、職業教育および社会的・政治的継続教育を受けることを妨げられてはならない。これによって夫婦の一時的な場所的な分離が引き起こされるとしても、である。

こうした見地から「母子の保護と女性の権利に関する法律」では、母子への経済援助、保育園・幼稚園などの家庭外保育機会の提供などが示されていた。だが、その一方で、この法律では、それまで認められていた妊娠中絶が制限されることになった。その理由は何か？

その理由は、首相 Otto Grotewohl の説明 (Broschüre *Gesunde Familie - Glückliche Zukunft*. Thietz 1992, S. 60-69) のうちに示されている。それによると、この法律の目的は、なによりも戦争による男性の労働力の莫大な喪失を取り戻し、経済5カ年計画を達成することにある。そして、そのために2つの措置が取られている。第1の措置は、女性を社会的な生活へともっと組み入れること、すなわち女性の労働力を確保することである。そのために、DDR政府は女性の同権を実施するためのあらゆる措置を取るとされている。

第2の措置は、男女数の不健全な比率 (1946年12月時点の男女比は、男性740万人に対して女性990万人) を是正するための措置である。それが、2人以上の子を産む人口増加政策であり、そのために取られた措置が、DDR全領域での人口妊娠中絶問題の統一的な規制であった。しかも、Grotewohlによれば、「人工妊娠中絶は——人口政策を度外視すれば——容易に母親をひどく傷つけうるし、それどころか母親の生命を危険にさらし、絶えず病気を引き起こすことや治療できない不妊を残すことがまれではないがゆえに、きわめて好ましいものではない」、これが

当時の DDR 政府、SED の妊娠中絶に対する基本的立場であった。

こうしたねらいは、法律の「前文」に示されている。すなわち、第1に、「反ファシズム的・民主主義的秩序をいっそう確固としたものにするために、女性が社会的生活にもっと大いにかつアクティブに参加すること」が必要であり、また第2に、「子どもは人民の未来」であるから、「子どもの世話、家族の安定および子だくさんの促進」が「わが民主主義国家の最も崇高な任務の1つ」であるというのである。母性が強調され、子だくさん家族の形成が目指されたのである。

そしてそのための措置として、これまで認められていた妊娠中絶の適用事由が制限されることになる。第11条では、こう述べられている。

- (1) 女性の健康保護と出生増の促進のために、人工妊娠中絶は以下の場合のみ許される。すなわち、子どもを臨月まで宿すことが妊婦の生命ないしは健康に重大な危険を及ぼす場合、あるいはどちらかの親が重い遺伝病を負っている場合である。他のあらゆる妊娠中絶は禁止されており、現行の法律にもとづいて処罰される。
- (2) 妊娠中絶は、医師、保健衛生機関および民主女性同盟の代表者からなる委員会の許可をもってのみ行うことができる。当委員会のメンバーは守秘義務に従う。守秘義務の侵害は禁錮刑に処せられる。
- (3) 妊娠中絶は、病院の専門医によってのみ行うことが許される。
- (4) 詳細は、労働・保健衛生省が法務省の了解のもとで公布する指令によって定められる。

この法律によって、「女性の健康保護と出生増の促進」という名目で、それまで通用していた妊娠中絶の社会的、社会医学的、倫理的事由は廃止され、それに代えて優生学的事由が付け加えられ、妊娠中絶は大幅に制限されることになった。社会的事由の排除の理由は、Fritzschke (1992)によれば、妊娠中絶での当該事由を必要とした戦後問題がすでに解決されたので、女性はもはや社会的貧窮から中絶を余儀なくされることはないといった誤った見解にあった (S. 19)。その結果、妊娠中絶申請数は急速に減った。1949年から1955年までに3万5000件から2682件までに減り、認可中絶数も2万6300件から1241件へと激減している。しかし、他方では非合法中絶は1950年に8万4000件に跳ね上がり、その後も6万件台となっている (表2参照)。

ただし、第9条で述べられているように、DDRとその諸州は、その目的を達成するために、女性・子ども相談所、産院、保育所、昼間保育施設等の建設とその事業に目を向けることが求められた。

表2 DDRの出生数と妊娠中絶数

年度	出生数	申請中絶数	認可中絶数	違法中絶数	年度	出生数	中絶数
1946		約 16,000			1972	200,443	115,600
1947		約 12,500			1973	180,336	113,232
1948		約 17,500		64,000	1974	179,127	99,757

1949		35,000	26,300	76,000	1975	181,798	88,756
1950	303,866	32,000	26,400	84,000	1976	195,483	83,207
1951		8,774	5,000	68,000	1977	223,152	80,145
1952		6,466	3,600	62,000	1978	232,151	79,087
1953		4,725	2,441	64,000	1979	235,233	85,135
1954		3,441	1,714	60,000	1980	245,132	92,103
1955	293,280	2,682	1,241	約 25 ~ 50,000	1981	237,476	95,555
1956	281,282	2,072	987	約 23 ~ 47,000	1982	240,102	96,414
1957	273,327	1,970	948	約 22 ~ 44,000	1983	233,756	94,096
1958	271,405	1,730	926	約 22 ~ 44,000	1984	228,135	92,556
1959	291,980	1,374	767	約 22 ~ 44,000	1985	227,648	90,254
1960	292,985	1,425	765		1986	222,269	85,725
1961	300,818	1,475	825		1987	225,959	83,840
1962	297,982	1,350	739		1988	215,734	80,840
1963	301,472		87?		1989	198,913	73,899
1964	291,867		128?		1990		66,459
1965	281,058		625?		1991		49,806
1966	267,958		17,558		1992		43,753
1967	252,817		20,595				
1968	245,143		21,582				
1969	238,910		20,068				
1970	236,929		20,226				
1971	234,870		18,700				

Mehlan (1958, 1960); Mehlan / Falkenthal (1965); Statistisches Jahrbuch DDR (1979) S. 351; Thietz (1992), S. 218 より作成.

第3章 60年代における妊娠中絶緩和の動向

しかし、この法律による妊娠中絶の制限は、60年代に入ると次第に緩和されるようになる。その経過を見ておこう。

1. 「DDRにおける出生の促進と妊娠中絶の現行規定の拡大に関する提案」

1963年10月1日にSED政治局女性部の責任下で産婦人科医、社会衛生学者、検察庁、国家経済企画委員会からなる作業グループがつけられ、そこから「DDRにおける出生の促進と妊娠中絶の現行規定の拡大に関する提案」(Thietz 1992, S. 93-107に所収)が1964年5月27日に出されている。その背景には、中央の党・国家機関への手紙や他の情報から、母子保護法のしばしば形式的な適用で、女性たちの健康が妨げられ、彼女たちが家族の義務を果たし責任ある活動を行うことや職業上での発達がかかなり困難となり、妨げられているといった事態があった。

そこでこの「提案」では、2つのねらいが挙げられている。1つは、「たいていの人が持つ子どもへの自然な欲求を高め、出産を促進し、子だくさん家族の物質的状況を改善して、家族が子どもをわが社会主義社会の生活能力ある人間へと教育ししつけるのを支援する措置を準備し実施すること」であり、もう1つは「妊娠中絶に関する法律を今日的に解釈することによって、重大

な個人的・家族的・健康のおよび社会的な葛藤をひきおこす障害をなくすこと」(S. 95)である。すなわち、そのねらいは、出産を奨励すると同時に、1950年の「母子保護法」の中絶事由を柔軟に運用することにあった。

後者の措置の背景には、以下のような具体的な問題があった。すなわち、県と郡⁵⁾の妊娠中絶を許否する委員会の決定には統一的な尺度がないために、県や郡によって対応が異なっていたし、また委員会のメンバーもしばしばその活動にふさわしく選ばれていないなどの問題があった。また管轄の保健衛生省もこれまで、こうした事態に対して、その活動にふさわしい指針を与えてこなかった。

こうした現状では、認可の見通しが無いために、多くの女性はしばしば委員会に申請もせずに、はじめから望まない妊娠を非合法に終わらせようとした。その結果、DDRでは、毎年少なくとも、非合法での中絶が7万件あり、毎年少なくとも60人の女性がそのために死亡していた。

非合法の中絶の多さには、いくつかの理由があった。「提案」によれば、1つは、DDRの住民が、社会的関心が低いために、非合法中絶を撲滅し摘発することに積極的ではないことである。1960年1月1日から1963年6月30日までの期間で、おそらく17万5000件から24万5000件の非合法の中絶のうち、刑事手続されたものは215件であり、同期間に、職業として非合法の中絶を行なった人物に対する捜査手続は238件でしかなかった。

もう1つの問題は、性的啓蒙の不十分さとその質の問題である。避妊できることに関する知識が住民の間ではきわめて乏しく、また性的啓蒙それ自体にも弱点があった。すなわち、「性的啓蒙が生物学的側面からもっと包括的になされねばならないばかりでなく、セクシュアリティと愛によって規定された人間間の関係や価値ももっと強く考慮されねばならない」(S. 97)。ここに当時の性教育の欠陥が指摘されている。狭い生物学的側面に限られていて、セクシュアリティと愛、人間関係の問題や性的な価値が考慮されていなかったのである。

そこで、作業グループは、まず妊娠中絶の完全解禁によって現行の諸問題が解決されるかどうかを検討している。しかし、結論としては妊娠中絶の完全な解禁を以下の理由から拒否した(S. 97f.)。

1. 人工流産はつねに妊娠を避ける最後の逃げ道であるべきであろうし、そうあらねばならない、なぜならあらゆる予防措置を考慮して行われる手術でも、女性の健康にとっては一定のリスクとも結びついているからである。
2. DDRの人口構造と予測される出産の今後の展開は、出生数の大幅な低下——完全な解禁が結果として持つであろうような——を阻止するよう余儀なくさせている。
3. 現在の社会的前提と状況にもとづけば、懐妊に関する決定および人口の存続を保証する出生数に対する責任は、個々人にはまだ完全に委ねられない。
4. 妊娠中絶が事実上解禁されている社会主義諸国の8年にわたる経験の教えるところでは、非合法の妊娠中絶はそれによってかなり減ってはいるものの、しかし完全にはなくすることが

できなかった。同時に、出生数のかなりの減退が生じている。これらすべての国では、今後の発展は憂慮をもってみられている。

すなわち、出生数の減退のもとでは、妊娠中絶を女性の自己決定にゆだねることはできないというのである。

こうした議論を踏まえて、作業グループは、「妊娠中絶に対する医学的事由を拡大し、これによってわれわれの予防的な健康保護の諸原則、女性の社会的地位および現実生活に応じるようにする」という見地から、妊娠中絶に関して次のことを提案する (S. 98-101)。

1. 以下の場合に、妊娠は女性の申請で中断することができる。
 - a) 女性の健康状態や生活事情およびその他の女性の個人的状況を考慮すると、女性の心身の力が妊娠、出産および子どものケアによってひどく落ちてしまうであろう場合。
 - b) 子どもの懐妊が妊婦の生命ないし健康を、現在のないしは予期する身体的な苦痛によってひどく脅かす場合。
 - c) 妊婦が 40 歳以上である場合。
 - d) 女性がすでに家族で 5 人の子どもを扶養しなければならない場合。
 - e) 第 4 子までの平均的な出産間隔が 15 ヶ月以下である場合 (あまりにも急速な出産継続)。
 - f) 16 歳以下での妊娠の場合。
 - g) 子どもが胎児 (Frucht) の傷害や病気によって —— 母体内に閉じ込められて —— あるいは遺伝的素質のゆえに、精神病や重大な異常で苦しむであろうことが最大の確率で予期されうる場合。
 - a) による中絶の必要性に関する決定は、人生経験のある、偏見のない、責任意識ある選出された市民 (医師およびとくに女性) が代表する郡委員会によって下される。
 - b) から f) までに挙げられた理由による妊娠中絶は、女性の申請で医師によってもっぱら決定されうる。しかしそれには少なくとも 2 人の医師 —— そのうち 1 人は妊娠中絶を行なう産婦人科医でなければならない —— の拘束力ある判断を必要とする。
 - g) による中絶の必要性に関する決定は、現代の科学的認識にふさわしい判断を下すことができる、その構成からして的確な県における医師の特別委員会によってなされる。その任命は県評議会によって行われる。
- 人工中絶は妊娠 3 ヶ月内でのみ許可される (女性の生命上の事由を除けば)。

申請に関する委員会の決定は 14 日以内に下される。妊婦は郡委員会の決定に対して、8 日以内に県委員会に苦情を申し立てることができる。県委員会の決定が最終的なものである。
2. 人工妊娠中絶は、産婦人科の専門医によってかつ国家の保健衛生機関によって指名された入院施設においてのみ行われることが許される。(.....)

人工妊娠中絶は無料であり、妊婦は社会保険に対する給付請求権をもつ。

3. すべての妊娠中絶は、医師の鑑定書を添付して郡医師に届出する義務がある。
4. 保健衛生省は、人工妊娠中絶が a) から g) にもとづいて許可されている病気と諸事情のリストを作成しなければならない。

統一的な実施と事由設定を保証するために、およびいつでも中絶の範囲に影響を及ぼしうるために、保健衛生省に中央委員会が設けられねばならない。中央委員会はたえず共和国におけるこの領域での展開を分析し、事由理由を——必要であれば——訂正し、結婚・性相談を促進し、避妊の科学的な取り組みに貢献しなければならない。それを支援するために、保健衛生省内に独自の部局が設けられねばならない。

5. 保健衛生省は一委員会に、申請にもとづいて今後の妊娠による女性の健康の危険をさけるために、不妊措置が可能となる事由の作成を委ねることとする。
6. 妊娠が犯罪行為（強姦犯罪、近親者間の性交、子どもの性的虐待、満 14 歳から 16 歳以下までの女子との性交、現行の依存関係を利用した性交の強要）の直接的な結果である場合には、その女性が懐妊しなければならないことは女性の尊厳と両立し得ない。

妊娠中絶に関するこの「倫理的」事由は、新しい刑法の草案で考慮されている。

本作業グループは、処罰さるべき行為によって生じた妊娠は、法律の制定にいたるまで医学的事由の拡大を許すような、女性の心理的傷害とみなされねばならないと考える。

7. 非合法の妊娠中絶を自ら行なうかあるいは行なってもらう女性に、医師施設への信頼を——刑法上の結果を心配せずに——してもらうために、本作業グループは、以下のことを新たな刑法のうちに定めることを提案する。すなわち、許されない中絶を自ら行なうかあるいは行なってもらう女性は、刑法上訴追されないこと。許されない妊娠中絶を幫助するものは、とくにそのものが職業としてあるいは利己的な理由で行う場合には、これまでよりももっときびしく処罰されねばならない。

新たな刑法のこれまでの草案は自ら行う中絶をなお罰せられるべき行為としてみなしていた。だがそれでも、それは猶予つきの判決あるいは公共の叱責で罰せられるべきである。特別な事情があるならば、刑事訴追もまた見合わせるができる。

提案された事由設定の拡大は、非合法の流産を完全にはなくさないであろうが、しかし女性の健康の危害を減らすであろう。

2. 「母子の保護と女性の権利法第 11 条の適用に関する通達」

この提案の成果として、1965 年 3 月 15 日に「1950 年 9 月 27 日の母子の保護と女性の権利法第 11 条の適用に関する 1965 年の通達」(Thietz 1992, S. 200-204 所収) が、保健衛生省から出される。これは最初関係機関に配布されただけであったが、誤解や噂を防ぐために、12 月 21 日に保健衛生省の指令というかたちで公表された。これによって「母子の保護と女性の権利に関する法律」第 11 条の適用は緩められることになった (Thietz 1992, S. 83)。その背景には、Fritzsche (1992) によれば、世界保健機構 (WHO) に依拠した「健康」概念の新たな規定があっ

たという (S. 20).

具体的には、先の「提案」通り、以下のケースの中絶が許可されることになった。妊婦の生活状況を考慮する際に医学的検査にもとづいて下された診断と予後が、妊婦の生命の危険性を、あるいは妊娠を臨月まで宿すことによってあるいは子どもの保育によって生じる負荷のために、妊婦の心身の健康の重大な低下を予期させる場合、妊婦が40歳以上である場合、妊婦が16歳以下である場合、4人の子どもの15ヵ月以下の平均的な出産間隔で出産しており、今の妊娠を最後の出産後6か月以上もたたずに始めた妊婦の場合、一人であるいは夫と共同して、家族で生活している5人以上の子どもの扶養する権利を負っている妊婦の場合、犯罪行為のために妊娠に至った妊婦の場合、生まれてくる子どもが精神病あるいは他の奇形で苦しむことが大きな確率でもって予期される場合 (Thietz 1992, S. 200, なお水戸部 2008, p. 254, BZgA 1995, S. 12, も参照)。

第4章 結婚・家族相談所設立と刑法改正

1. 家族法の特徴

ところで、「母子の保護と女性の権利に関する法律」第18条で、法務省は政府に、1950年の終わりまでに家族法の草案を提出しなけれならなかった。たしかに、それに応じて、1954年6月に「家族法草案」(Hagemeyer 1955に原文が載っている。邦訳として、久野勝 1956)が出されはしたが制定できず、最終的に家族法が制定されるのは、1965年12月20日であった。それに先立って、法案段階で住民の間での公開討論が4月1日から9月30日まで組織され、2万3737件の具体的な提案や意見が出された。そのなかで、結婚・家族・性相談所設立の願いや、新時代の確かな避妊具・避妊薬を手に入れることへの要求が表明された(前野育三 1967, p. 105-106)。

この新しい家族法は、1954年に出された家族法草案とはまったく異なる特徴をもつものであった。前野育三(1967, p. 111-112)によれば、第1に、単なる女性の平等の地位から男女の平等な権限へと重点が移っていること、第2に、54年法案ではなお重点が訴訟、紛争解決、婚姻解消等にあっただのに対して、新法では家族法と道徳の結合や幸福で健康な結婚と家族が重視されていることに新しい特徴が見られた。

この家族法を性教育との関連でみるならば、まず第1に、その第4条において、「国家機関、とりわけ人民教育、青少年援助、健康・社会機関および司法機関は、適切な仕方です夫婦の家族関係の発展を支援し、親が子どもを教育するのを援助する義務を負う」ことが明記されている。性教育に関しても、人民教育省や保健衛生省などが親を支援することが義務づけられたのである。

第2に、そのための具体的な援助機関として、「結婚・家族相談所 (Ehe- und Familienberatungsstelle)」が設立されることになった。そこでは「人生経験があり専門知識がある市民が、結婚しようとしている人あるいは他に家族問題で相談する人々に、助言と援助を与

える」とされた。

第3に、第42条で「子どもの教育」は、「国家と社会の承認と評価を受ける、親の一つの重要な国家市民的任務」であるとされた。その目標は、次の点にある。すなわち、「彼らを、社会的発展を意識的に共同形成する、精神的及び道徳的に優れ、身体的に健康な人格へと育てることである。親は、自分の教育義務を、責任意識を持って実現することによって、子どもに対する固有の模範と一致した態度によって、自分の子どもを、学習と労働への社会主義的態度、労働する人間に対する尊重、社会主義的共同生活の規則の遵守、連帯、社会主義的愛国主義と国際主義へと教育する」ことである。つまり、子どもを社会主義的人格へと教育することが親の任務とされたのである。そこにはまた、「謙虚、誠実、親切、および高齢者に対する尊重といった性質と振る舞いの形成」も含まれていた。さらに、「子どもの教育は、また結婚と家族への後々の責任意識を持った態度へと子どもを準備させることを含む」とされた。こうして、子どもの教育については、社会主義的徳をもった社会主義的人格の形成とともに、性教育の目標としても、「結婚と家族への後々の責任意識を持った態度へと子どもを準備させること」が目指されることになった⁶⁾。

2. 結婚・家族相談所とセクション「結婚と家族」

「結婚・家族相談所」に類似した相談所はこれまでもなかったわけではない。ソビエト占領地域のドイツ保健衛生中央行政機構は、戦後の特殊事情——多くの人が戦争で故郷や家族を失い、多数の男性がなお行方不明で、居住事情はひどく、干渉されない私生活もなく、避妊具もほとんど利用できなかった——から、1946年に結婚・性相談所の設立を指令していた。そこで主に問題となったのは、性的障害、夫婦・パートナー関係の葛藤、避妊であった (Aresin 1991, S. 76f.)。その後すぐいくつかの相談所が、とくに大都市でつくられた。その1つが、1949年に設立されたライプツィヒ大学女性クリニックの相談所である。ここでは、産婦人科医、神経科医、法学者、保護司 (Fürsorgerin)* が相談にあたった。だがたいていの施設は短期間に再び閉鎖した。この時期には、より確かな避妊方法としては、質の不十分なコンドームを除いては、手に入れることができなかった (BZgA 1995, S. 12, 13)。

* 保護司 (Fürsorgerin) とは、とりわけ障害のある家族の子どもや親のいない子どもの社会的世話を管轄している、都市・郡評議会のもとにある青少年援助部門の職員を指す (Wolf, Birgit 2000, S. 79)。

「家族法」制定に並行して、研究チーム「結婚と家族」は、「ドイツ民主共和国における結婚・性相談所の活動様式と組織に関する指針草案」を提起している。この研究チームは、ドイツ全衛生協会内の健康保護協会のセクション「女性の衛生と健康保護」の中に、1963年に設立されたものである。この研究チームとロストック大学社会衛生研究所は、保健衛生省の委託を受けて、医療・心理学的な結婚・性相談所のネットワークづくりを、結婚・家族相談への保健衛生部門特有な貢献として、支援することを任務とした。そのために研究チームはとくに、毎年行われる「結婚・性相談の諸問題」に関するロストックの研修デーを実施してきた。この研修デーは、結

婚・性相談所のネットワークをさらに構築し、結婚・性相談所を保健衛生の結婚・家族相談ならびに予防システムへと統合するのに役立ったし、さらに、これら相談所の全職員の研修と相談活動の臨床的・組織的な諸問題の学問的な討論に役立った。こうした取り組みの中で、草案が作られたのである (Mehlan (Hrg.) 1966, Vorwort)。

この草案は、ほぼそのままのかたちで1969年1月8日の保健衛生大臣の指針とされたようである。筆者は指針そのものを見てはいないが、Aresin (1991) の指針の紹介を見ると、このことが推測される。そこで、ここではその「草案」の内容を見ておく (Mehlan (Hrg.) 1966, S. 191-198)。

まず「原則」として、「結婚・性相談所は社会主義健康保護 (保健) の施設」であり、「その任務は、目的に応じた措置を体系的に用いることで、性生活・パートナーの生活・家族生活の領域における障害とその健康的・心理学的・社会的な結果を認識し、予防し、なくすことに奉仕すること」、「結婚・性相談所はすべての郡に設けられ、関係する保健衛生機関に属する」こと (S. 191) などが確認されている。

次に、結婚・性相談所の任務には以下の5つの任務がある。第1は、「結婚と家族への教育」である。具体的には、次のような教育が考えられている。

「全生活にわたって責任意識のあるパートナーシップへの準備、わが社会における人間像にふさわしい結婚の肯定への準備、および家族づくりへの準備」への教育であり、こうした性教育をする際に学校と家庭を支援するとされている。

「子ども・青少年が性的発達で抱える諸問題での相談・助言」

とくに若者に対しての「パートナー選び、結婚する時期に関する相談・助言」

「子どもに対する肯定的かつ責任意識のある態度の促進」

第2は、「問題状況にある相談・助言」である。具体的には、「結婚生活の助言・相談」、「裁判所の委託を受けて、結婚問題での審理を準備する際の協力」、「心理的・性的な状況を克服するのに困難を抱える単身者の相談・助言」、「パートナーのどちらかあるいは両者のアブノーマルな人格によってもたらされる問題での援助」が挙げられている。

第3は、「家族計画の諸問題での相談・助言」である。ここには、以下のような相談・助言が入る。

「最適な子ども数に関する相談・助言と子どもへの意志 (子どもをほしがること) の促進」

「最適な第1子出産時期に関する相談・助言」

「最適な出産間隔に関する相談・助言」

「避妊への指示 (Indikationsstellung)、妊娠予防および場合によってはふさわしい避妊手段 (避妊薬) の使用に関する相談・助言」。ここでは、結婚・性相談所は以下の場合に、この任務を引き受けるとされている。すなわち、避妊が結婚・性相談所による相談・助言全体の経過の中で一つの措置として行われる場合、相談者が自ら避妊相談について結婚・性相談所を訪れる場合、相談者が回されてきた場合である。

「不妊ケースにおける相談・助言と専門医の援助」

「妊婦相談所，母親相談所，産婦人科クリニックと協力して，妊娠ないしは子どもへの否定的な態度の際に助言し教育する援助」

「中絶への申請が拒否された後に困難な医学的・心理学的な諸問題が発生した特別な場合における相談・助言と援助」

第 4 の任務は，「性的諸問題における相談・助言」であり，「パートナーの心理的・性的適応への相談・助言，およびノーマルな領域における適応・行動困難の際の援助」，「神経・精神医学の専門クリニック，助産・産婦人科専門クリニック，内科・皮膚科専門クリニックならびに精神療法センターとの緊密な協力の下での，性的な機能障害および異常行動の相談・助言」が挙げられている。

最後の任務は，「研究と教育」で，必要書類の統一的な記録の保存，特別な相談・助言技術ならびに診断的・療法的な方法の検討，職員の継続教育などが挙げられている。

そしてこうした活動を達成するために，結婚・性相談所には以下のような職員が配置されるとしている。すなわち，社会衛生学の専門医，産婦人科および助産の専門医，精神療法と神経学の専門医，皮膚科学の専門医，思春期医（Jugendarzt），専門的な臨床心理学者，教育者，保護司，技術補佐員各 1 名，合計 9 名である。ただし，こうした職員が実際にすべての結婚・性相談所に配置されたかどうかは疑わしい。

先の 1969 年指針は DDR の最後まで生きていたし，結婚・家族相談所（地域によって結婚・家族・性相談所とか結婚・性相談所，パートナーシップ・性相談所とも呼ばれた）は，少なくともペーパー上では，DDR のすべての郡に存在することになっていた。だが本務職員がいるのは大都市だけで，助言・相談はたいてい副業の医師，心理学者，保護司が行っていた。しかも，彼らはその一部だけが特別な研修を受けていただけで，相談・助言する能力はなかった（BZgA 1995, S. 52）。

そこで，結婚・家族相談へのさまざまな要求に応えるためには，相談所のメンバー自身の力量を高める必要があった。そのためにまず，保健衛生省に作業グループが設けられ，そこから 1968 年にセクション「結婚と家族」が生まれ，DDR 社会衛生協会内部に設けられることになった（この作業グループと先の研究チームが違うのかどうか，その異同を今のところ筆者は確定できていない）。そのイニシアティブをとったのが，ロストック社会衛生研究所所長の Mehlan であった。このセクションに関与していた Aresin（1991）によれば，Mehlan はすでに早くから家族計画に関心を寄せて，国際家族計画連盟（International Planned Parenthood Federation; IPPF）とコンタクトをとっており，ここでの経験がセクション「結婚と家族」の活動に活かされた（S. 87f.）。ただし，DDR に家族計画協会をつくることは SED によって認められなかったため，最終的に社会衛生協会内のセクションという形態をとらざるをえなかった（BZgA 1995, S. 14）。

セクション「結婚と家族」のメンバーは後に 350 人～400 人を抱えるほどになった（Aresin

1991, S. 89). そこでは当初から、家族計画は、避妊としてだけでなく、性教育および子づくりの援助としても理解されており、その目標は、住民に、自分の子どもを計画し出産を偶然に委ねないようにさせることであった (ibid., S. 88).

70年代以降、DDRには約200の相談所が設けられた。この職員の多数はセクション「結婚と家族」のメンバーであり、定期的に参加される研修に参加した。もっともポピュラーな研修が、2年ごとに開催されるRostockの研修会議であった (ibid., S. 88f.)。保健衛生省はこの催しを基本的に歓迎し、財政的にもそれを支えたが、研究者をBRDから招待することは、DDRの最後まできわめて困難であった (BZgA 1995, S. 14)⁷⁾。

その後、セクション「結婚と家族」の代表者 (Aresin と Kurt Bach) と皮膚科学協会・セクション男性性病学 (Andrologie) の代表者 (Gunter, E) は、1985年6月28日にライブツィヒで会議「ホモセクシュアリティの心理社会的アスペクト」を開いているが、これには社会主義国ではじめて当事者が参加し、報告もしている。これは大きな反響を呼び、その結果1988年、89年にも同じテーマのワークショップが行われた (1988年の会議については、Schmigalla (Hrg.) 1989参照)。セクション「結婚と家族」はホモセクシュアルの人の社会的統合にペースメーカー的機能を引き受け、1987年8月11日の最高裁判決以後刑法第151条が適用されなくなることに貢献した (Aresin 1991, S. 89)。なお第151条は第5刑法改正法が1988年12月14日の人民議会で制定されることによって、翌年1989年7月11日に人民議会で廃棄された (Bach und Thinius 1989)。

3. 1968年の刑法

(1) 第218条の削除

すでに、1964年の作業グループの「提案」で、「非合法の妊娠中絶を自ら行なうかあるいは行なってもらう女性に、医師の施設への信頼を——刑法上の結果を心配せずに——してもらうために」、以下のことを新たな刑法のうちに定めることが提案されていた。それは、「許されない中絶を自ら行なうかあるいは行なってもらう女性は、刑法上訴追されないこと」、また「許されない妊娠中絶を幫助するものは、これまでよりももっときびしく処罰されねばならない」 (Thietz 1992, S. 101) ことを盛り込むことであった。

1968年に発効したDDRの「刑法」⁸⁾は、その提案どおり、第218条の妊娠中絶当事者に対する処罰規定を削除した。新たな第153~155条によって、許可されない妊娠中絶のこれまでの刑法上の責任が変わり、それまで通用していた1947・48年の諸州の刑法にとってかわることになった。この刑法の規定は1990年10月のドイツ統一まで効力を持つことになる。その第153~155条では以下のような行為のみが刑罰の対象とされた。

第153条 (1) 法律上の規定に反して女性の妊娠中絶を行うものは、3年以下の自由刑ないしは執行猶予付きの判決で処罰される。

- (2) 同様に、女性に妊娠そのものを中絶するようあるいは無法な妊娠中絶を行わしめるようにさせたり、あるいはそうすることで女性を支援するものは、罰せられる。刑事訴追は 3 年以内で時効になる。

第 154 条 (1) 妊婦の同意なしにこの行為を行うもの、あるいは商売でないしはその他自分の利益のために行うものは、自由刑で 1 年から 5 年までの刑に罰せられる。

- (2) 同様に、虐待、暴力ないしは重大な不利益を伴う脅かしで妊婦に働きかけて、妊娠中絶させようとするものは処罰される。

第 155 条 重大なケース。第 153 条ないし第 154 条による犯罪行為によって妊婦の重大な健康侵害や死を過失で起したものは、自由刑で 2 年から 5 年までの刑に処せられる。

(2) 第 175 条の削除

もう 1 つこの刑法改正で重要なのは、1872 年 1 月から発効したドイツ帝国刑法のホモセクシュアリティに対する刑罰規定 (第 175 条) が同時に削除されたことである。

第 175 条では獣姦と男性間の同性愛が処罰の対象とされていた。すなわち、「男性間ないしは人間と動物との間で行われる自然に反する淫行 (Unzucht) は、禁錮刑に処せられる。また市民的名誉権の喪失の判決が下されることがある」⁹⁾。

このドイツ帝国刑法はナチス下の 1935 年には次のように厳罰化されていた¹⁰⁾。

第 175 条 (1) 他の男性と淫行を行う男性、ないしはその彼によって淫行へと虐待された男性は、禁錮刑に処せられる。

- (2) 犯行の時期にまだ 21 歳になっていなかった関与者にあつては、法廷は特に軽いケースでは刑を見合わせる事ができる。

第 175 条 a 次の男性は、10 年以下の禁錮刑に処せられる、軽い事情の際でも 3 カ月以下の禁錮刑には処せられない。

1. 他の男性を暴力でもって、あるいは身体と生命の目下の危険で脅すことによって、自分と淫行を行うよう、あるいは自分から淫行の虐待がなされるよう強要する男性。
2. 他の男性を、奉仕・労働関係や従属関係によって基礎づけられた依存を濫用して、自分と淫行を行うよう、あるいは自分から淫行の虐待がなされるような気にさせる男性。
3. 21 歳以下の男性を誘惑して、自分と淫行を行うかあるいは自分から虐待される 21 歳以上の男性。
4. 職業として男性と淫行を行ったり、あるいはこの男性によって淫行へと虐待されるか、あるいはそうするように自ら提供する男性。

第 175 条 b 人間が動物との間で行う自然に反する淫行 (Unzucht) は、禁錮刑に処せられる。また市民的名誉権の喪失の判決が下されることがある。

戦後の1949年においても、DDRではナチスの1935年規定が破棄されたというものの、その内容はさほど変わるものではなかった¹¹⁾。

1968年の刑法改正で、ようやく第175条は削除されはした。しかしそれに代わって第151条がつくられ、大人の男性が青少年男性（18歳以下）と行う性行為は処罰の対象とされた。すなわち、「同性の青少年と性的行為を行う大人の男性は、自由刑によって3年以下の刑に処せられるか、ないしは執行猶予付きの判決で処罰される」とされたのである。その後、すでに述べたように、1989年7月1日になってようやくこの第151条は削除される。

第5章 妊娠中絶の解禁をめぐる——「妊娠中絶に関する法律」（1972年）

1. 妊娠中絶解禁をめぐる諸要因

ソ連では1920年に妊娠中絶が合法化されていた。その後1936年にスターリン体制下で一度は制限されたものの、戦後1955年に再び合法化された。これにならいう、60年代終わりまでに東側社会主義諸国では、妊娠中絶が合法化されていった。チェコスロバキアでは、中絶に関する特別法が1957年に公布されて中絶が合法化され、ハンガリーもポーランドも1956年には早くも合法化されている。ユーゴスラビアでは1969年に中絶事由を拡大する法令が出されていたし、ブルガリアでも1970年に妊娠中絶が自由化され、「既婚あるいは未婚に関係なく、子供が1名あれば、中絶はそれを欲すれば、手術を受けられる」ようになっていた（世界保健機構1971）。

先にみたように、1950年の「母子の保護と女性の権利法」によって、DDRでは妊娠中絶が制限されていたので、国境地域では、中絶が合法化されている東側の近隣社会主義国、例えばポーランドやチェコへのいわゆる「中絶ツーリズム」が繰り返られていた。また非合法の中絶はたしかに減ってはいたものの、かなりの数にのぼっていた。先の作業グループの「提案」によれば、慎重に見積もっても、この当時のDDRでは毎年少なくとも、非合法で行なわれた流産が7万件あり、毎年少なくとも60人の女性がそのために死亡していた。

1971年4月に、第218条の強硬な擁護者であったWalter Ulbricht（Thietz 1992, S. 25）がSED第1書記の任を解かれ、Erich Honeckerが第1書記に就任した。その年の12月1日、SED中央委員会書記局会議で、女性部から、「生産における女性の雇用の発展に関する報告」が行われた。11月24日付のこの報告文書（Thietz 1992, S. 140-147所収）によれば、1971年の第8回党大会で「女性が自分の権利を十全に使うことができるかどうかにかかっている諸問題の解決にいつそう取り組むこと」が強調され、女性の職業活動への参加が促進されているにもかかわらず、女性のパート労働が絶えず増え続けていることや出生の急速な減退といった一連の否定的な現象が出ていた。

前者の問題について言えば、DDRでは、家族持ちで職業についていない女性に職業生活への道をたやすくするという見地のもとに、パートタイム労働を可能にする決定が下され（「労働法」）、今日では、全女性労働者・被用者の約29%がパートタイムで働いている。ただ、パートで雇用

されている女性で問題となるのは、ほとんどもっぱら既婚女性、とくに、25 歳～35 歳の女性である。

その原因として、次のような問題が指摘されている。第 1 に、子持ちの女性が職業活動を行う条件はたえず拡大し改善されているけれども、「子どもの養育 (Erziehung) と世話のための時間消費がなおかなりある」(ibid., S. 143)。例えば、第 3・4 学年学童の学童保育への受け入れはしばしばできず、交通と買い物の条件は複雑で、サービスの利用はしばしば極めて時間がかかる。付け加えて、世話のかかる家族メンバーがいるし、あるいは固有の健康上の疲労困憊がある。とくに義務教育にある子どもを持った女性にとっては、「パートタイム労働は、そもそも職業活動するのに唯一の可能性ですらある」(ebenda.)。

第 2 に、職業労働がますます女性の欲求になっていると正当に主張されるとしても、それによってすべての女性がフルタイムの職業活動を考えているわけではない。

第 3 は、男性の側の問題である。「いまだすべての男性が女性のフルタイムの職業活動への権利を承認しているわけではないし、とりわけそれと結びついた、世帯と家族において起こってくる課題を一緒にやり遂げる義務を承認しているわけではない。そこで多くの男性は自分自身がこの労働の相応部分を引き受けるというよりもむしろ、自分の妻がパートで働くように仕向けている」(S. 143f.)。

最後に、国家の問題がある。「つねに増え続けるパートタイム労働のもう 1 つの決定的な原因は、国家・経済機関がこうした領域での発展を本質的になりゆき (Selbstlauf) にまかせていることにある」(S. 144)。その結果、例えば、国家の行政機関でパート労働している女性は 40.9% ととくに高いし、また保育所と幼稚園児の約 20% がパートで働いている母親の子どもで占められて、フルタイムで働きたい女性には子どもを預ける余地がない。

次に、出生数の減少についていえば、1969 年以降 DDR では、1948 年以来初めて出産過剰がもはや見られなくなったが、その原因は、第 1 に、DDR の女性は第 1 子の出産ではすべての比較しうる工業国のうちで極めて高い生殖率を示しているから、第 2 子以降の出産をますます控えていることに起因している。第 2 の原因は、「政治的・イデオロギー的活動全体において、子どもへの愛情にむけた社会教育がなおざりにされてきたことである」(S. 145)。これによって間接的に、子ども一人でもあるいは子どもなしでもより快適な生活が送れるといった見解が後押しされてきた。第 3 に、今日の居住状況および居住政策もまた、出生をさまたげている。若い夫婦は、住居が手に入るまで数年待たねばならないし、あるいは手に入っても、第 2 子や第 3 子を望めないほどの狭い住居である。第 4 に、子持ちの夫婦への財政支援が乏しい。1969 年以来第 3 子に対する児童手当は 20 マルクから 50 マルクに増えたが、実際には出生には何の効果もないままである。最後に、家事による過剰負担や、自分の発達と資質向上の時間がほとんど取れないこと、共通の余暇・休暇取得での不利益等々といった理由がある。

こうした現状を踏まえて、女性部は、社会の再生産を絶対的に保証しうる子ども 3 人のいる家族数が増大するように、おおよそ以下の提案を行なっている (S. 146-147)。

1. 職業教育および成人の資質向上での特別な重点は、工業労働者から専門労働者にするための職業教育の強化である。
2. 社会的労働力能の利用においてさらなる損失をさけるために、できるだけパートタイム労働がこれ以上増えないようにするだけでなく、逆にパートで雇用される女性が自分の日常の労働時間を延長する運動が展開されねばならない。
3. 出生促進の措置は、女性には幾人かの子どもがいても、就労することができるという基本条件をとくに考慮して立てられねばならない。

そこで子ども数や母親の職業活動の維持に結びつく物質的給付の提案が立てられるべきである。例えば、完全な賃金平等のもとでの労働時間優遇、税優遇、より高い児童手当およびより高い休暇請求、年金請求の向上等。

この報告を受けて、中央委員会政治局は1971年12月14日に、閣僚評議会に以下の勧告を決議する。「3か月の経過までは、女性が、自分の妊娠を中絶したいかどうかを自ら決定できる。3か月の経過後は、妊娠中絶は、母体が危険にさらされた場合、あるいは他の重大な状況、例えば、子どもの奇形が予期されうる場合に限り、医師によって許可される」(Informationen an die Mitglieder und Kandidaten des Zentralkomitees der SED, Thietz 1992, S. 150 所収)。

その後政治局と閣僚評議会の妊娠中絶に関する共同決定が、1971年12月23日付の新聞 Neues Deutschland (SEDの中央機関紙)に掲載される(Thietz 1992, S. 155)とともに、「1972年1月1日からポーランドとの旅行者往来がビザなしで」という記事(ibid., S. 154 所収)が掲載された。これによって、ポーランドへ非合法で「中絶ツーリズム」を行う必要がなくなったが、これによってかえっていっそう中絶が増えるのではないかと懸念された。

また、1970年前後のBRDにおける女性運動、とりわけ妊娠中絶合法化運動は、DDRの政治家たちに、BRDに遅れをとっては歴史的に不利な状況に陥るのではないかとおそれさせた(Thietz, S. 137)。妊娠中絶の自由化は、これまでの革命的労働運動の要求でもあったから、なおさらそうであった。こうしたおそれは、1972年3月9日の人民議会での保健衛生省大臣 Mecklingerの法案説明によく示されている。すなわち、妊娠の時期や懐妊について自己決定することを女性に可能にする妊娠中絶法は、革命的労働運動によって求められてきたものであり、「それ(革命的労働運動——引用者)は、こうした要求の実現を、女性の社会的解放過程における重要な歩みであり基本的権利を女性に承認し認可する上での不可欠な帰結であるとみなしている」(Thietz 1992, S. 167)。

以上のような要因と背景が重なり合う中で、妊娠中絶が合法化されることになった。

2. 妊娠中絶法に対する教会の態度

しかし、これに対して、カトリック教会側はただちに1972年1月3日に反対の声を「ドイツ民主共和国におけるカトリック司教と司祭委員会の声明」(Thietz 1992, S. 158-159 所収)とし

て出す。すでに、1965年の家族法で妊娠中絶が保健衛生の当該委員会への申請で許可された時にも(1965年11月1日)、カトリック教会は声明を出し(11月7日)、これによって人民全体にとって災いにみちた展開が始まることを指摘していた(Kirchliches Jahrbuch für die Evangelische Kirche in Deutschland 1965, S. 168)。今回の声明は、「母になりつつあるものおよび子どもに関しては、DDRの立法で、医学上、社会上、労働法上、および財政上特別に保護されている。それゆえにこそ中絶を正当化しうる苦境はおそらくない」という現状認識にもとづいていた。また、受胎段階から生命であるという第2パチカン公会議(1962~1965年)の見解——「生命の主である神は、生命の維持という崇高な任務を人間に委ねた。この任務は人間にふさわしい仕方を実現されねばならない。生命は受胎から、細心の注意でもって守られねばならない」(南山大学監修1986, p. 364)——を踏まえて、生命を個々の女性の自由な決定に委ねてはならないと主張する。

キリスト者にとって、生まれつつある生命は個々人や社会の意のままにされたり、その利害・関心に委ねられてはいない。われわれは、それゆえすべての信仰者に、たとえ公共において見かけ上よい理由で、他の意見が主張されたとしても、己の良心を祈りに向けるよう乞い、注意を促す。あらゆる人間の生命は、「汝殺すなかれ」という神の掟のもとにある(Thietz 1992, S. 158)。

3か月までの生まれつつある生命を中絶することが、ひとり個々の女性の自由な決定に委ねられるならば、人間の生命の価値一般に対する感覚をひどく傷つけざるをえないであろう。人間の生命権に関しては、いかなる時間的な制限もありえない。高齢者と同じく、母体内の子どももその命を奪われてはならない(S. 159)。

そして、カトリックのベルリン裁治権者会議(Ordinarienkonferenz)はこの声明を、1972年1月9日に、地方の教会で読み上げさせている(Mantei 2004, S. 169)。

また、プロテスタントの側も、すでに1965年の「通達」に対して、保健衛生大臣あて書簡を出し、妊娠中絶の事実上の合法化への懸念を表明していた(Kirchliches Jahrbuch für die Evangelische Kirche in Deutschland 1965, S. 167f.)。今回も1972年1月15日に、「1972年1月15日の福音派地区教会主教の談話(Wort der Bischöfe der evangelischen Landeskirchen in der Deutschen Demokratischen Republik vom 15. Januar 1972)」(Mahrad 1987, S. 248-249所収)を7人の主教と1人の教会長の署名で出し、それを1972年2月初めに教会で読み上げさせている(Mantei 2004, ebenda)。さらに、「妊娠中絶に関する法律」が公布されてすぐに(1972年3月11日)、福音派教会指導部の会議が開催され、そこで「妊娠中絶問題についての方針」が仕上げられて、DDRの牧師に送付された(Mahrad 1987, S. 119)。これは、DDRの福音派教会同盟が任命した専門作業グループ「教会、家族および社会における男女の協力」(Facharbeitskreis »Zusammenarbeit von Mann und Frau in Kirche, Familie und

Gesellschaft«) が書いたもので、後に他の方針とともに、1987年に出版されている (Der Bund der Evangelischen Kirchen in der DDR (Hrg.) 1987, S. 13-31 所収)。

こうした宗教界の反応を意識してか、保健衛生省大臣 Mecklinger は、1972年3月9日における法案説明でも、「教会に結びつきのある女性はこの法規定に対する留保で自分の宗教的に動機づけられた道徳見解に依拠している」が、「この法案の眼目は、女性に、社会主義社会において達成された [男女] 同権にふさわしく、権利を保障することにある」(Thietz 1992, S. 170) ことをもっぱら強調している。また、この法律によって、アンモラルな現象が青少年の間に出てくるのではないかという市民の懸念があること、さらに、女性が自分の決定権を行使することで健康を害するのではないかという心配にも言及している。

この法律は多数の賛成で可決したものの、DDRの人民議会ではじめて全会一致とはならなかった。DDRでは全議席500が政党・団体にあらかじめ配分されているが、CDUの配分議席52議席中14名の反対、8名の保留が出たのである (ibid., S. 177, Mantei 2004, S. 169)。

3. 「妊娠中絶に関する法律」

こうして1972年3月9日に成立した「妊娠中絶に関する法律」(1972年3月9日)¹²⁾の全文は、以下のとおりである。

教育 (Ausbildung) と職業、結婚と家族における女性の同権は、女性が妊娠とその解決について自ら決定できることを必要とする。この権利の実現は、社会主義国家とその市民が、女性の健康保護の絶えざる改善、家族と子どもへの愛の促進に対して持つ責任の増大と不可分に結びついている。

そのために人民議会は以下の法律を決議する。

第1条 (1) 女性には、出産数、出産の時期および出産の時間的継続を決定することに関してだけでなく、現在の避妊の可能性に関して、妊娠中絶を自分の責任で決定する権利が委ねられる。

(2) 妊婦は、妊娠後12週以内に妊娠を、助産・産婦人科施設で医師の手術によって中絶してもらう権利がある。

(3) 妊娠中絶を行う医師は、女性に手術の医学的な意味を啓発し、妊娠予防の方法と手段を今後使用することについて、助言する義務を負う。

(4) 妊娠中絶は、妊婦の求めにより、かつ本法の諸規定とその施行のために出された法律にもとづいてのみ、認められる。その他の点では、1968年1月12日の刑法第153条から第155条が適用される。

第2条 (1) 12週以上たっている妊娠の中絶を行うことが許されるのは、妊娠の継続が女性の生命を脅かす危険が予測される時、ないしは他の重大な事情が存在する時のみである。

(2) 妊娠開始後 12 週よりも遅く行われる中絶の決定は、専門医師委員会が行う。

第 3 条 (1) 妊娠中絶が許されないのは、女性がこの中絶に関連して重大な健康を脅かしたり生命を脅かす恐れのある合併症に至りうる病気で苦しんでいる場合のみである。

(2) 妊娠中絶が許されないのは、最近の中絶後 6 カ月未満しか経過していない時である。特別な例外ケースにあっては、第 2 条第 2 項にもとづく専門医師委員会の許可が出されることがある。

第 4 条 (1) 本法により許される妊娠中絶の準備、実施および事後措置は、労働・保険法により疾病ケースと同じ扱いとする。

(2) 社会保険のある女性に医師により処方された妊娠予防手段の提供は、無料で行われる。

第 5 条 (1) 本法はその議決でもって発効する。

こうして、妊娠中絶は女性の自己決定に委ねられたが、先の「提案」が怖れていた中絶の激増、例えば、ブルガリアやポーランドなど東側近隣諸国で解禁後に見られたような問題は、DDR では起こらなかった。それは、Aresin (1991, S. 84) によれば、DDR では相談所をつうじて避妊が近隣諸国よりも広まっていたからであった。法律発効最初の年の 1972 年だけ、中絶数は約 6 倍ほどに膨れ上がったものの (1 万 8700 件から 11 万 5600 件)、その後中絶数は漸次減ってきている (表 2)。

第 6 章 ドイツ統一直前の妊娠中絶をめぐる論議

1990 年 10 月 3 日、東と西に分断されていたドイツはようやく統一される。しかしその統一は、女性たち、とりわけ DDR の女性たちにさまざまな困難な問題をもたらすことになった。第 1 に、産業の壊滅のために、大量の失業者が、とりわけ女性を中心に発生した。第 2 に、統一の際に、BRD の法律が基本的に DDR にも適用されることになったため、DDR の女性にこれまで曲がりなりにも保障されていた諸権利が剥奪されるおそれがあった。それは、中絶する権利の剥奪、仕事と家事を両立させるために必要な保育施設の削減、夫の家事・育児の同等の分担責任を明記していた 1965 年の家族法第 10 条の廃止、および 1986 年以降女性の産休・育休中の期間も勤続年数に数えいれられていた年金法の変更など (上野・田中・前 1993)、であった。しかしその一方で、統一前後に女性運動が激しく展開され新しい憲法づくりが目指される中で、男女平等はより確かなものにされていく。それは ドイツ基本法での男女同権規定 (第 3 条)、家族規定 (第 6 条)、妊娠中絶に対する女性の権利をめぐる議論のうちに集中的に表現されている。ここでは紙幅の関係上、とを中心に見ていくことにする。なお予めこの時期のドイツ基本法の該当条文の第 3 条を挙げておく。

第3条 [法律の前の平等]

- (1) すべての人は、法律の前に平等である。
- (2) 男性と女性は同権である。
- (3) 何人も、性別、血統、人種、言語、出身地および門地、信仰、宗教的または政治的見解を理由に不利または有利に扱われてはならない。

1. 「ドイツ民主共和国憲法草案」

DDRでは、自力で民主化革命を押し進めるために、1989年12月7日に官民の代表からなる第1回目の円卓会議が開催された。DDRの女性たちは、その会議直前の12月3日に「独立女性同盟(UFV)」を立ち上げ、この円卓会議に参加し、男女の実質的な平等を求める運動を展開した。具体的には「男女の実質的平等推進会議」や女性問題担当者の設置を求めていった。その結果、円卓会議の「ドイツ民主共和国新憲法」作業グループが起草した「ドイツ民主共和国憲法草案」(1990年4月4日)¹³⁾の第1章「人権および市民権」第1節「尊厳、平等、自由、連帯」第3条には、1968年改正憲法第20条を踏まえて、男女平等とそれに対する国家の義務が明記された(邦訳として、大川睦夫・前原清隆1991)。

第3条

- (1) 女性と男性は平等の権利をもつ。
- (2) 国家は、職業、公的生活、教育および職業教育、家族ならびに社会保障の領域における女性の平等を目指して努める義務を負う。

また、妊娠中絶問題に関しては、第4条の(4)で、身体の不可侵性との関連で、妊娠に対する自己決定権が明記された。すなわち、「女性は、自己決定による妊娠の権利を持つ。国家は、社会的援助の提供によって誕生していない生命を保護する」。

さらに、第22条で、基本法第6条に該当する項目が掲げられている。ここで特徴的なのは、第1に、親とは異なる他の共同体も家族と同列とされていることであり、第2に、子育てをしている親の就業と職業教育の機会を支援しようとしていること、そして最後に、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」の影響がみられ、子どもに対する保護と同時に、子どもに主体としての相応した法的地位を認めていることである。なお、第1条では、その第2項でドイツ基本法第3条第3項にあった差別禁止項目に、「故郷および門地」のかわりに「国籍」が入り、新たな項目として「性的志向(sexuelle Orientierung)」「社会的地位」「年齢」「障害」「世界観的な確信」が入っている。また「平等なものとしての承認」が新たに付け加わっている。だがこの草案は、1990年3月に自由選挙で成立した人民議会では採択されなかった。

2. 「最良の憲法における女性」

その後も、BRD のフェミニストと DDR のフェミニストは協力して、この憲法草案をもとに討論を続けた。4 月には、Heide Hering, Susanne v. Paczensky, Renate Sadrozinski の 3 人が連名で「最良の憲法における女性」(Feministische Studien 9. Jahrgang, 1991 extra, S. 115-6) を出す。これは、新しい憲法が含むべき女性の権利を掲げ、5 つの「基本権」と 3 つの「既存の基本権の補完」からなる。この基本権の中に、妊娠に対する女性の自己決定権や性的自己決定権が挙げられている。

・ 女性と男性は同権である。

女性と男性はすべての社会領域において等しく代表されていなければならない。

この目標はクォータ制、支援計画ないしは他の適切な措置によって実現される。

・ すべての女性は、妊娠を臨月まで宿すか宿さないかを決定する権利をもつ。

啓発と適切な避妊の支援をつうじて、国家は、望まない妊娠を避けるよう努める。

・ 子どもを育てる女性と男性は、国家の援助と社会的配慮に対する請求権をもつ。

子育てがいかなる不利益をももたらしてはならない、とりわけ職業教育や継続教育、就業生活、年金においてあるいは政治的課題を図る際にはそうである。

国家は、どの子どもにも適切な保育施設を提供する責務をもっている。

・ 女性に対する暴力を阻止することは、共同体の責務である。すべての女性は性的自己決定に対する権利をもつ。

・ 女性の労働給付は男性のそれよりも低く評価されてはならない。

3. フランクフルト女性宣言草案

さらに、統一直前の 9 月 29 日には、フランクフルト・パウル教会で市民団体「新しい憲法のための女性」が「憲法論争に関するフォーラム」を開催し (Feministische Studien 1991, S. 3-4), そこで「フランクフルト女性宣言草案」が議論され、決議される (Kuratorium 1991, S. 18)。この草案を作る際に参考とされたのが、先の「ドイツ民主共和国憲法草案」と「最良の憲法における女性」であった。この宣言草案第 3 条の男女平等条項は以下のようなものであった (Feministische Studien 1991, S. 108-114, 姫岡とし子 1992, p. 218-223 に「女の憲法草案」として翻訳)。ここでは、「ドイツ民主共和国憲法草案」と同様に、国家の実質的な男女平等の実現に対する義務が明記されるとともに、女性のアフーマティブ・アクションの意義が強調されている (なお [] は論争点やオルタナティブな提案である)。同権のもとで平等と多様性が理解されていることも特徴的である。

第 3 条

(1) すべて人間は法律の前に平等である。

- (2) 女性と男性は同権である（同権とは、平等を意味するとともに多様性の承認を意味する）。国家はすべての社会的領域（とりわけ政治、職業生活、家族）への両性の同権的な参加を保障する。女性の同権的な参加は、とりわけクォータ制や他の適切な措置をつうじてつくりだされねばならない。[適切な枠組条件の創設によって、すべての社会的領域での女性の実際の平等を目指して努めるのは国家の責務である。]
- (3) 何人も、人種的帰属、国籍、言語、性別、性的志向、社会的地位、年齢、障害、信仰、宗教的、世界観のないしは政治的確信のゆえに不利益を被ることがあってはならない。

また第4条第4項には、妊娠に対する自己決定権が明記されている。「すべての女性は、[自らの良心にしたがい] 妊娠を臨月まで継続するかいなかを決定する権利をもつ」。さらに第6条の家族関連項目については、基本的には「ドイツ民主共和国憲法草案」を受け継ぎながらも、第4項で保育施設の確保が強調されている。

4. 「ドイツ諸州連邦憲法草案」

市民団体「新しい憲法のための女性」の運動と並行して、6月16日には、著名な政治家、芸術家、学者等が参加して「ドイツ諸州により民主的に構想された連邦のための評議会」（以下、評議会と略記）が市民のイニシアティブで設立され、ヴァイマル（9月）とポツダム（12月）で、公開の会議が開催された。この会議が目指したのは、「新しい憲法の内容面に関する要求を、基本法をもとに、かつ円卓会議憲法草案の考えをも考慮に入れながら定式化すること」（Kuratorium 1991, S. 7. なお他の邦訳として、大川睦夫・前原清隆訳 1992）であり、「『下からの』憲法」（ibid., S. 18）をつくることであった。ポツダム会議の結果を受け作成された憲法草案が、翌1991年6月15～16日にフランクフルト・パウル教会で開催された公開会議「基本法からドイツ憲法へ」において審議され練り上げられていった。

こうして作られた「ドイツ諸州連邦憲法草案」（1991年6月29日）は今日から見ても、画期的なものであり、その重要なポイントは、民主主義の拡大、自由と自己決定の拡大、個人の社会的基本権と国家および共同体の社会的義務の強化、「自然との連帯および地球上の生命の将来に対する責任」（エコロジー）をその主導理念としていることである。また、この草案では、ジェンダーに敏感に条文が性別中立的な呼称に変えられている。これもこの草案の大きな特徴の1つである。この憲法草案の第3条 [平等] では、男女平等について次のように書かれている（傍点の変更・追加部分を示す）。

第3条 [平等]

- (1) すべての人は、公権力の前に平等である。
- (2) 女性と男性は、同権である。国家は、社会のすべての分野において両性の平等な参加を確立し、かつ保障する義務を負う。

- (3) 何人も、人種、血統、国籍、言語、性別、性的志向、出身地および門地ならびに宗教的・世界観的・政治的な信条を理由に不利または有利に扱われてはならない。
- (4) 女性の地位向上のために既存の不利益を是正する措置は、性別を理由とする優遇ではない。

ここでは、差別禁止項目として、国籍と性的志向が追加されていること、女性に対する積極的是正措置（いわゆるポジティブ・アクション）が容認されていることが重要である。ただし、その逆に、「ドイツ民主共和国憲法草案」に入っていた「障害」「年齢」「社会的地位」はなぜか差別禁止条項には含まれていない。

第2に、第3a条に「人工妊娠中絶」の項目が新設されている。しかしここで意見が一致したのは、「人工妊娠中絶を刑法上の手段で訴追することを憲法により明文で禁止すること」だけで、結局、次の3つの案が併記された。

第3a条 [人工妊娠中絶]

- A案 (1) すべての女性は、妊娠を継続するか否かをみずから決定する権利を有する。詳細は、連邦法律により定める。
- (2) 人工妊娠中絶を行なう者は、中絶が妊婦の意に反して行われる場合を除き、刑事訴追の対象とされてはならない。
- B案 すべての女性は、妊娠を継続するか否かを自ら決定する権利を有する。
- C案 人工妊娠中絶は、中絶が妊婦の意に反して行われる場合を除き、いかなる刑事制裁も受けない。

また、第6条の家族条項は、これまでの「ドイツ民主共和国憲法草案」と「フランクフルト女性宣言」の憲法草案が受け継がれながらまとめられている。

以上、4つの憲法草案を見てきたが、この4つにほぼ共有されているのは、次の5点である。第1に、男女同権に対する国家の義務や、女性の積極的是正措置の必要が明記されている。第2に、差別禁止項目に「性的志向」が含まれられている。第3に、妊娠中絶に対する女性の自己決定権の承認と同時に、望まない妊娠に対する国家の社会的援助が強調されている。第4に、子どもを育てる権利と義務が男女ともにあること、そしてそれに対する国家の援助を請求する権利を持つことが確認されている。最後に、「子どもの権利条約」に応じて、子どもに、その能力に応じた法的地位を認めている。

5. 基本法第3条改正と妊娠葛藤法

その後、1990年8月の「ドイツ統一の回復に関するドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国間の条約」（邦訳は山口和人他1991¹⁴⁾の第5条（「ドイツの立法機関に、ドイツ統一に関連して生

じた基本法の改正または補完の問題について、2年以内に対処するよう勧告する」) および第31条「家族および女性」を受けて、そのための審議機関として92年1月に連邦議会と連邦参議院の両院合同憲法改正特別委員会が発足し、そこで基本法に関する検討が、女性支援をふくめてなされた。これに対して、連邦議会の女性議員を中心に、男女同権条項の強化を求める女性たちの運動が組織された。この運動団体は、基本法第3条第2項「男女は、平等の権利を有する」に、「国家はすべての社会領域において、女性と男性を平等にするよう義務付けられる。現に存する不平等を補償するための女性支援の措置は許される」という文言を追加することを求めた。しかし、この案は結局退けられ、第3条第2項の後に付け加えられる文言が、「国家は、男女の平等が実際に実現するように促進し、現在ある不利益の除去に向けて努力する」と変えられ、1994年9月に改正案が成立した（この記録の詳細については、Limbach / Eckertz- Höfer (Hrg.) 1993）。たしかにこれは、先に見た憲法草案よりも後退して、男女平等が国家の努力義務とされ、内容も曖昧にされた。しかし、実質上の男女平等を促進することが明記されたこと（齋藤純子1998参照）自体、「連邦共和国のジェンダー政策の歴史における重要な一歩」（Döge / Stiegler 2004, S. 136）だと言えよう。またその際、障害を理由とする差別禁止の文言も付け加えられた。だが、第6条は改正されなかった。改正された第3条は以下のとおりである¹⁵⁾。

第3条 [法律の前での平等]

- (1) すべての人間は、法律の前に平等である。
- (2) 男性と女性は同権である。国家は、男女の平等が実際に実現するように促進し、現在ある不利益の除去に向けて努力する。
- (3) 何人も、その性別、出自、人種、言語、故郷および門地、信仰、宗教的ないしは政治的な見解を理由に、不利な扱いを受けたり、有利に取り扱われてはならない。何人も、その障害を理由に、不利な扱いを受けてはならない。

妊娠中絶については、先の憲法草案議論にも見られたように、BRDの中絶条項¹⁶⁾のDDRへの適用に東西女性団体は反対し、結局統一条約で、「女性のとくに相談と社会的援助に対する法的に保証された請求権によって、出生前の生命の保護および妊婦の葛藤状況の憲法に沿った克服をドイツの両領域の現状よりもよりよく保証するそうした規則を、遅くとも1992年12月31日までに制定すること」（第31条第4項）とされ、その間は、例外的に旧DDRでは1972年の妊娠中絶法が適用されることになった。

その後、1992年の「出生前の / 生成しつつある生命と、より子どもにフレンドリーな社会の推進、ならびに人工妊娠中絶の規制に関する法律」¹⁷⁾を経て、最終的には1995年8月21日の「妊娠葛藤法」へと結実する（この経緯については、池谷壽夫2008）。この法律は、92年の「啓発、避妊、家族計画および相談に関する法律」を改正し、「妊娠の葛藤を回避し克服するための法律（妊娠葛藤法）」¹⁸⁾と名称を改めるとともに、「特別なケースにおいて妊娠中絶を行う女性を

援助するための法律」¹⁹⁾ が新設された (これら邦訳として、齋藤純子 1997, 上田健二・浅田和茂 1996, 参照)。

この法律の重要な点を挙げれば、第 1 に、妊娠中絶は違法とされたが、処罰されない例外事項が明記されたことである (刑法第 218a 条)。まず、次の 3 つの条件のすべてを満たす場合には、「犯罪構成要件」が存在しないとされた。妊婦が妊娠中絶を要求し、手術の遅くとも 3 日前に相談を受けたことを医師が証明した場合、妊娠中絶が医師により行われる場合、および受胎後 12 週を超えない場合、の 3 つである (第 1 項)。次に、妊婦の生命の危険や身体的ないしは精神的健康状態にとって重大な障害となる危険がある場合や (第 2 項)、強姦を事由とした中絶は違法ではない (第 3 項)。また、妊娠中絶が相談後に行われ、かつ受胎 22 週を超えない場合には違法ではない (第 4 項第 1 文)、妊婦が手術時に特別な困窮状態にある場合には、刑罰が免除されている (同項第 2 文)。

ただし、第 2 に、その際行われる相談は胎児の生命の保護をできるように女性に助言と援助を与えるものと変更された。すなわち、

相談・助言はまだ生まれていない生命の保護に奉仕する。相談・助言は、妊娠を継続するよう女性を勇気づけ、ならびに子どもとの生活の展望を女性に開かせる努力によって、指導されていなければならない。相談・助言は、責任のある誠実な決断を下すよう、女性を援助するものとする。その際、まだ生まれていない生命は妊娠のあらゆる段階において、女性に対してさえ独自の生きる権利を持つこと、それゆえに法秩序に従えば妊娠中絶は、予期する犠牲の限界を超えるほど重大かつ異常な負担が、臨月まで子どもを宿すことによって女性に生じるような例外状況においてのみ考慮することができることを、女性は自覚しなければならない。相談・助言は、助言と援助を通じて、妊娠と関連して存在する葛藤状態の克服および困窮状態をなくすことに寄与すべきものとする (刑法第 219 条「困窮および葛藤状態にある妊婦の相談・助言」)。

こうして統一後ドイツでは、妊娠中絶に対する女性の完全な自己決定権は認められなかったものの、胎児の生命の保護と女性の権利、国家の援助との関係の中で、女性に対する助言と援助が義務付けられた点は重要であろう。

おわりに

以上の戦後 DDR における妊娠中絶をめぐる歴史の検討から、まずその歴史を大きく次の 4 つの時期に区分することができる。

第 1 期 敗戦直後の混乱期:1945 年から 1950 年まで

第 2 期 妊娠中絶制限期:「母子の保護と女性の権利法」(1950 年) から「母子の保護と女性

の権利法第 11 条の適用に関する通達」(1965 年) まで

第 3 期 妊娠中絶緩和期: 「通達」(1965 年) から「妊娠中絶法」(1972 年) まで

第 4 期 妊娠中絶が女性の自己決定権として認められた時期: 「妊娠中絶法」(1972 年) から 1992 年まで (ただし, ここには統一前後の妊娠中絶論争期が入る)

次に明らかになったことは, 第 1 に, 妊娠 (中絶) の問題は, 女性の権利の拡大と言いつつも, DDR 政府, すなわち SED の人口・経済政策, とりわけ労働力確保政策との関連で「上から」問題とされてきたことである。妊娠 (中絶) 問題は, BRD と対抗し, 計画経済のもとでたえず生産力を向上させるために, 子たくさん政策とそのために必要な母性保護政策として位置づけられるとともに, 他方では女性の労働力を確保するという政策として絶えず位置づけられてきたのである。DDR には, BRD のような「下からの」女性による妊娠中絶合法化運動や独自の女性運動がほとんど見られなかったから, なおさらそうであった。

また, 労働力確保政策と関連した女性の権利の拡大という視点のみで, 女性の自己決定権と胎児の生命との関係の問題は, DDR では 80 年代に入ってようやく少し議論されるにとどまった (この点については, Mahrad 1987, S. 109-113)。もっとも, ドイツ統一前夜における「独立女性同盟」の結成に見られるように, ようやく女性運動が自立した女性運動として起こり, 統一後のドイツを見据えて妊娠中絶問題と男女平等問題に取り組んできたことは, 指摘しておかねばならない。

第 2 に, こうした政策のもとでは, 性教育においても, もっぱら「結婚と家族」が重要なテーマになっていった。大人の性教育の重点が結婚と家族, および避妊のみならず, 子どもを結婚と家族へ準備させるとともに, 社会主義的人格へ教育することが親に求められた。この点に, DDR における性教育の重要かつ根本的な特徴が表れている (Zimmermann 1999, S. 88f. も参照)。

第 3 に, 1965 年に設置が義務付けられた結婚・家族相談所が, セクション「結婚と家族」と並んで, 学校外における性教育で重要な役割を果たしてきた。Zimmermann (1995) は, セクション「結婚と家族」はその機能と提供物という点で部分的に BRD の Pro Familia に匹敵するものだと高く評価している (S. 89)。

* なお本論文では, 妊娠問題の前提ともなる避妊薬・避妊具の歴史的展開は, 紙幅の関係もあり割愛した。他日を期したい (さしあたり BZgA 1995, S. 18f. 参照)。本文中の傍点は, 断りのない限りすべて筆者がつけた。また邦訳も参照させていただいたが, 筆者が訳し直している。

注

- 1) ここでは当然「ドイツ帝国刑法」の妊娠中絶処罰条項 (第 218 条 ~ 220 条), とくに第 218 条が争点となる。そこであらかじめその条文全文を掲げておく (Gesetz, betreffend die Redaktion des Strafgesetzbuches für den Norddeutschen Bund als Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich. Deutsches Reichsgesetzblatt Band 1871, Nr. 24, Seite 127-205.)。

第 218 条

自分の胎児を故意に中絶したり、あるいは母体内で死なせた妊婦は、5 年以内の禁錮刑に処せられる。刑を軽減する事情がある場合には、禁錮刑は 6 カ月以内とする。

同じ刑規定は、妊婦の同意でもって、妊婦に中絶や殺人の手段を用いたり教示したりした者にも適用される。

第 219 条

自分の胎児を中絶したり殺した妊婦に、報酬でそのための手段を与え、妊婦に用いたり妊婦に教示した者は、10 年以下の禁錮刑に処せられる。

第 220 条

妊婦の胎児を、妊婦の知らないところであるいは妊婦の意志も聞かずに、故意に中絶したり殺したりする者は、2 年以下ではない禁錮刑に処せられる。

処置によって妊婦の死が引き起こされた場合には、2 年以下ではない禁錮刑に処せられるかあるいは終身刑に処せられる。

- 2) とはいえ、ナチ親衛隊およびドイツ国防軍自身の強姦問題、他の占領地域（アメリカ、フランス等）での強姦問題等があることを忘れてはならない。これについては、ヨール（1996）、木佐芳男（2001）参照。
- 3) <http://www.documentarchiv.de/ddr/verfddr1949.html#b1>
- 4) Gesetz über den Mutter- und Kinderschutz und die Rechte der Frau vom 27. September 1950. <http://www.verfassungen.de/de/ddr/mutterkindgesetz50.htm>
- 5) 1952 年 7 月 23 日の「ドイツ民主共和国の州における国家機関の構成と活動方法をさらに民主化するための法律（Gesetz über die weitere Demokratisierung des Aufbaus und der Arbeitsweise der staatlichen Organe in den Ländern der Deutschen Demokratischen Republik）」（<http://www.documentarchiv.de/>）にもとづいて、DDR はそれまでの 5 州からなる連邦国家から単一国家となり、地方行政機構は、県（Bezirk）、郡（Kreis）、町村（Gemeinde）から構成された。郡はさらに、郡と都市（Stadtkreis）に分かれる。久野勝（1956）および山田晟（1981）参照。
- 6) なお、家族法については、伊藤進・前野育三（共訳）（1967）、黒木三郎（訳）も（1967）参照。
- 7) なおセクション「結婚と家族」については、Zimmermann, 89ff. も参照のこと。
- 8) Strafgesetzbuch der Deutschen Demokratischen Republik-StGB- vom 12. Januar 1968. <http://www.verfassungen.de/de/ddr/strafgesetzbuch68.htm>
- 9) RGBl. 1875 S. 127.
- 10) Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuchs vom 28. Juni 1935. RGBl. I S. 839.
- 11) Strafgesetzbuch und andere Strafgesetze, hrsg. von dem Ministerium der Justiz der Deutschen Demokratischen Republik, Deutscher Zentralverlag, Berlin 1951.
- 12) Gesetz über die Unterbrechung der Schwangerschaft vom 9. März 1972. Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik 1972 Teil I, S. 89.
- 13) Entwurf einer Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik. <http://www.documentarchiv.de/>
- 14) Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands. BGBl. 1990 II S. 885, <http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/einigvtrg/gesamt.pdf>
- 15) 憲法草案に見られた「性的志向」による差別禁止は、2001 年 8 月 1 日の「同性の共同体 人生パートナーシップへの差別を廃止するための法律」（邦訳は、戸田典子 2002）および 2006 年 8 月 14 日の「平等待遇原則の実現のためのヨーロッパ指令を実施するための法律」でようやく法制化される。
- 16) BRD では、1976 年刑法改正で次の事由が存在する場合のみ中絶は処罰されなかった。すなわち、妊婦に危険がある場合（医学的事由）、胎児に病気がある場合（優生学的的事由）、強姦による妊娠（犯罪学的的事由）、その他緊急の場合（社会的的事由）。また 22 週以内にカウンセリングを受ければ処罰され

なかった。

- 17) Das Gesetz zum Schutz des vorgeburtlichen/werdenden Lebens, zur Förderung einer kinderfreundlicheren Gesellschaft, für Hilfen im Schwangerschaftskonflikt und zur Regelung des Schwangerschaftsabbruchs (Schwangeren- und Familienhilfegesetz). Bundesgesetzblatt 1992 Teil I Seite 1398-1404, <http://archiv.jura.uni-saarland.de/BGB I/TEIL 1/1992/19921405.1.HTML>
- 18) Gesetz zur Vermeidung und Bewältigung von Schwangerschaftskonflikten. Bundesgesetzblatt 1995 Teil I S. 1050-1053.
- 19) Gesetz zur Hilfe für Frauen bei Schwangerschaftsabbrüchen in besonderen Fällen. Bundesgesetzblatt 1995 Teil I S. 1054.

引用文献 (アルファベット順)

- Abteilung Frauen 1971: Bericht über die Entwicklung der Beschäftigung der Frauen in der Produktion. In: Thietz 1992, S. 140-147.
- Aresin, Lykke 1991: Ehe- und Sexualberatungsstellen und Familienplanung in der DDR. In: Hohmann, von Joachim S. (Hrg.): *Sexuologie in der DDR*. Dietz Verlag Berlin. S. 72-94.
- Bach, Kurt 1991: Zur Entwicklung der Sexualpädagogik in der DDR. In: Hohmann, von Joachim S. (Hrg.): *Sexuologie in der DDR*. Dietz Verlag Berlin. S. 228-238.
- Bach, Kurt/Thinius, Hubert 1989: Die strafrechtliche Gleichstellung hetero- und homosexuellen Verhaltens in der DDR. In: *Zeitschrift für Sexualforschung*, 2. S. 237-242.
- Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung (BZgA) (Hrsg.) 1995: Familienplanung und Sexualpädagogik in den neuen Bundesländern. Eine Expertise im Auftrag der BZgA von Harald Syumpe und Konrad Weller unter Mitarbeit von Lykke Aresin, Kurt R. Bach, Jutta Resch-Treuwerth, Eduard Stapel. Köln.
- Der Bund der Evangelischen Kirchen in der DDR (Hrg.) 1987: *Frau und Mann in Kirche und Gesellschaft*. Evangelische Verlagsanstalt Berlin.
- Döge, Peter/Stiegler, Barbara 2004: Gender Mainstreaming in Deutschland. In: Meuser, Michael/Neusüß, Claudia (Hrg.): *Gender Mainstreaming. Konzepte- Handlungsfelder- Instrumente*. Bundeszentrale für politische Bildung Bonn.
- Fritzsche, Andrea 1992: Die Entwicklung des Abtreibungsrechts in der DDR. In: Thietz 1992.
- Hagemeyer, Maria 1955: Der Entwurf des Familiengesetzbuches der "Deutschen Demokratischen Republik". Dritte, ergänzte Auflage, Deutscher Bundes-Verlag Bonn.
- Hohmann, von Joachim S (Hrg.) 1991: *Sexuologie in der DDR*. Dietz Verlag Berlin.
- Kirchliches Jahrbuch für die Evangelische Kirche in Deutschland, 1965.
- Kuratorium für einen demokratisch verfaßten Bund deutscher Länder: Vom Grundgesetz zur deutschen Verfassung. Denkschrift und Verfassungsentwurf. Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 1991 クラトールウム編 / 小林孝輔監訳 / ドイツ国法研究会・グルッペ '94 訳 『21世紀の憲法』三省堂, 1996
- Limbach, Jutta/Eckertz- Höfer, Marion (Hrg.) 1993: *Frauenrechte im Grundgesetz des geeinten Deutschland*. Diskussion in der Gemeinsamen Verfassungskommission von Bundestag und Bundesrat und Bundesratskommission Verfassungsreform - Dokumentaion - Nomos Verlagsgesellschaft.
- Mahrad, Christa 1987: *Schwangerschaftsabbruch in der DDR. Gesellschaftliche, ethische und demographische Aspekte*. Peter Lang Frankfurt am Main 1987.
- Mantei, Simone 2004: *Nein und Ja zur Abtreibung. Die evangelische Kirche in der Reformdebatte um*

- § 218 StGB (1970-1976). Vandenhoeck & Ruprecht.
- Mehlan K. -H. 1956: Die Morbidität bei Schwangerschaftsunterbrechungen. *Das deutsche Gesundheitswesen*, Heft 18, S. 582-589.
- Mehlan K. -H. 1958: Das Bild der legalen Schwangerschaftsunterbrechung in der Deutschen Demokratischen Republik. *Das deutsche Gesundheitswesen*, Heft 19/20, S. 595-601.
- Mehlan K. -H. 1965: Der legale Abort in der Deutschen Demokratischen Republik. Statistik der Jahre 1953 bis 1962. *Das deutsche Gesundheitswesen*, Heft 25, S. 1163-1167.
- Mehlan K. -H. (Hrsg.) 1966: Probleme der Ehe- und Sexualberatung. VEB Verlag Volk und Gesundheit, Berlin.
- Mehlan K. -H. 1988: German Democratic Republic. In: Sachdev, Paul (ed.): International Handbook on Abortion. Greenwood Press, New York, pp. 170-188.
- Schmigalla, H. (Hrg.) 1989: Psychosoziale Aspekte der Homosexualität II. Workshop der Sektion Andrologie der Gesellschaft für Dermatologie der DDR und der Sektion Ehe und Familie der Gesellschaft für Sozialhygiene der DDR am 23. April 1988. Friedrich-Schiller-Universität Jena
- Thietz, Kristen 1992: Ende der Selbstverständlichkeit? Die Abschaffung des § 218 in der DDR. Dokumente. Berlin.
- Wolf, Birgit 2000: Sprache in der DDR: ein Wörterbuch. De Gruyter, Berlin.
- Zimmermann, Susanne 1999: Sexualpädagogik in der BRD und in der DDR im Vergleich. Psychosozial- Verlag Gießen.
- 荒木慎一郎 1988: 「西ドイツの性教育」, 沖原豊・大谷光長編 『各国の性教育と薬物教育』 東信堂, p. 61-76
- 姫岡とし子 1992: 『統一ドイツと女たち 家族・労働・ネットワーク』 時事通信社
- 池谷壽夫 2000: 「ドイツにおける性教育」, 『高知大学教育学部研究報告』 第1部, 第60号, pp. 17-28.
- 2008: 「ドイツにおける男女平等・ジェンダー・メインストリーミング政策の展開と男子援助活動 (その1)」, 『日本福祉大学社会福祉論集』 第119号, pp. 41-73.
- 2009a: 「ドイツにおける性教育の歴史と現状」, 科研報告書 『10代の性感染症急増下の日本における性教育の実態と課題に関する研究』 (代表橋本紀子女子栄養大学教授 2006年度～2008年度, 課題番号 18330172), pp. 133-154
- 2009b: 『ドイツにおける男子援助活動の研究——その歴史・理論と課題』 大月書店
- 伊藤進・前野育三 (共訳) 1967: 「資料・ドイツ民主共和国家族法及び1965年の同法草案」, 『法律論叢』 (明治大学法律研究所) 第40巻, 第4・5号, p. 117-167, 1967年6月
- 木佐芳男 2000: 『戦争責任 とは何か 清算されなかったドイツの過去』 中公新書
- 小宮文人・濱口桂一郎 2005: 『EU労働法全書』 旬報社
- 久野勝 1956: 「東独における婚姻法規 (資料)」, 『法律論叢』 (明治大学法律研究所) 第29巻, 第4・5号, 1956年6月, pp. 105-162
- 黒木三郎 (訳) 1967: 「ドイツ民主共和国家族法」, 『愛知大学法経論集』 第55号, 1967年9月, pp. 71-110
- 前野育三 1967: 「東ドイツ家族法のいくつかの特色」, 『法律論叢』 (明治大学法律研究所) 第40巻, 第4・5号, 1967年6月, pp. 95-116
- 水戸部由枝 2008: 「私のおなかにはしゃかいのもの? —— 1970年代の妊娠中絶法改正にみるポリテクス——」, 川越修・辻英史編著 『社会国家を生きる 20世紀ドイツにおける国家・共同性・個人』 法政大学出版局, pp. 243-278
- 南山大学監修 1986: 『第2回パチカン公会議公文書全集』 中央出版社
- 大川睦夫・前原清隆 1991: 「草案: ドイツ民主共和国憲法」, 『平和文化研究』 (長崎総合科学大学・長崎平和文化研究所) 第14集
- 1992: 「ドイツ諸州連邦憲法草案 (1991. 6. 29)」, 『長崎総合科学大学紀要』 第33巻

記念号

- 斎藤純子 1997：「ドイツにおける妊娠中絶法の統一」、『外国の立法』第 201 号
1998：「ドイツの男女平等政策（一）」、『レファランス』1998 年 1 月号
- 世界保健機構 1971：『人工妊娠中絶に関する法律 各国の現行法令の調査』
- 竹内章郎 2005：『いのちの平等論』岩波書店
- 戸田典子 2002：「人生パートナーシップ法 —— 同性愛の「結婚」を認めたドイツ」、『外国の立法』第 212 号
- 上田健二・浅田和茂 1993：「ドイツ連邦憲法裁判所第二次妊娠中絶判決の概要」、『同志社法学』第 45 巻、第 4 号
1996：「ドイツ新妊娠中絶法 —— 『妊婦および家族援助法改正法』とその理由書」——、『同志社法学』第 47 巻、第 6 号
- 上野千鶴子・田中美由紀・前みち子 1993：『ドイツの見えない壁 —— 女が問い直す統一 ——』岩波新書
- 山田晟 1981：『ドイツ民主共和国法概説 上』東京大学出版会
- 山口和人他 1991：「ドイツ統一の回復に関するドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国の間の条約」、『外国の立法』第 30 巻、第 4 号
- ヨール、バーバラ 1996：「大量強姦をめぐる数字」、『ザンダー、ヘルケ/ヨール、バーバラ 1996：『1945 年・ベルリン解放の真実 —— 戦争・強姦・子ども』寺崎あき子・伊藤明子訳、パンドラ、pp. 66-143
- 吉崎祥司 1999：「『自己決定』と性、生殖 —— 生命と性の貶めに抗して」、『唯物論研究年誌』（唯物論研究協会）第 4 号、pp. 202-225